

副

平成 21 年 (ワ) 第 745 号 地位確認等請求事件

原 告：久木野憲司

被 告：長崎県公立大学法人

答 弁 書

平成 21 年 10 月 30 日

長崎地方裁判所民事部 2 係 御中

被告訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

[REDACTED]
同 [REDACTED]

(送達場所)

〒850-0033

長崎市 [REDACTED]

[REDACTED] 法律事務所

電 話 095-[REDACTED] F A X 095-[REDACTED]

被告訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

同 [REDACTED]

第 1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

第 2 請求の原因に対する答弁

- 1 請求の原因第 1, 1 及び 2 は認める。
- 2 同第 1, 3 は概ね認めるが、原告被告間の雇用関係については、以下のとお

り定まっている。

原告は、平成 17 年 4 月 1 日に施行された、長崎県（以下、「県」とする。）の「長崎県公立大学法人への職員の引継ぎに関する条例」（平成 17 年長崎県条例第 5 号）に基づき、その身分が県から被告に引き継がれている。被告の法人化前には、県の主催で法人化関係制度説明会を行い、労働条件の変更等につき説明をしている。その後、同年 4 月 21 日付で、被告事務局から原告を含む各職員に「労働条件通知書」を配布している。以上のとおり、原告被告間の労働契約は、条例に基づいて成立しているし、その内容は職員に対しても適正に説明されている。

原告自身、法人化前から、県立長崎シーポルト大学教員組合副執行委員長の役職にあり、勤務条件の変更等については他の一般教員以上の知識があつたはずであり、原告自身も、雇用関係の承継の法的根拠や、変更後の内容についても充分に認識していた。

3 同第 2、冒頭部中、被告が原告に対し、平成 21 年 9 月 15 日、原告を停職 6 月の懲戒処分に処したことは認め、本件停職処分が無効であるとの主張は争う。

4 同第 2、1、(1)、アないしウにつき、懲戒規程の内容は認めるが、それをどのように評価するかについては争う。被告が、平成 21 年 3 月 25 日に制定した「長崎県公立大学法人職員の懲戒等に関する規程」は、法人化により教育公務員特例法は適用されないこととなったものの、同法の趣旨を尊重し、懲戒処分に至る手続きなどについて明文化したものであり、従前以上の厳格な手続きを設けることを意図したものではない。

5 同れにつき、原告がバイオラボを立ち上げたこと、バイオラボが破綻したことは認め、その余は否認して争う。

(1) 甲第 10 号証の平成 18 年 4 月 18 日の中国・嘉善県日本経済観察団の知事表敬については、中国・嘉善県から表敬訪問の意向が、原告を通じて、県企業振興・立地推進本部に伝えられたものであり、また、大学としては原告からの要請があったため、本学教員が関係していることもあり、儀礼的に同席したに過ぎないものである。被告が県の意向を受けて原告を全面的

に後押ししたものではない。

- (2) 被告の法人化以前の「兼業許可」は、被告が行ったのではなく、長崎県知事が行ったものであり、正確には「兼業許可」ではなく、「営利企業等従事許可」である。

そして、県による「営利企業等従事許可」の際にも、営利企業等従事許可申請書（甲第4号証）記載のとおり、原告自身が「大学勤務時間外において本申請事業に従事する」ことを明示しており、県としてもかかる申請に基づいて許可を与えている。また、法人化以後に「兼業従事許可」を与えるにあたっては、そもそも「長崎県公立大学法人職員兼業規程」（平成17年規程第7号）（乙第1号証）第6条の規定により、「兼業は勤務時間外に行うものとする。」という原則があり、かつ、各年度に本人に交付した「兼業従事許可書」においても、「勤務時間の割り振り 要」、「※やむを得ず、勤務時間内に上記団体業務に従事する場合には、勤務時間の振り替え申請が必要である。」と明示している（乙第2号証1ないし4）。さらに、被告は許可書を交付する際や折に触れて、職員から原告本人に対して、勤務振り替えの必要性や服務関係手続きの徹底を行うよう、指導してきている。

かかる前提を無視して、県や被告が、「上記兼業許可の形式に拘泥することなく勤務時間等については柔軟に対応するとの説明をした。」ことは無いし、そのようなことを発言することはあり得ないものである。

- (3) 被告が原告を停職6月の懲戒処分（以下、「本件処分」という。）に処したのは、原告が兼業従事許可違反をしている可能性があることを被告が認識したため、自らが調査を行い、自らの判断で本件処分を行ったものである。

- (4) 被告が原告を本件処分に処した際には、裁判所からの仮処分命令は発令されておらず（その後原告は申立を取り下げている），被告が本件処分を下したことには違法性はない。なお、原告は、別訴においてこのことを理由とする損害賠償請求をしているが、独自の見解に基づく不当な請求であることは明らかである。

6 同第2, 1, (2)冒頭部につき、被告が平成21年8月31日夕刻に原告に対し、「兼業従事許可等に関する事実確認について」と題する文書を交付したこと、その文書の記載内容は認め、その余の主張は争う。

そもそも、この調査は、懲戒対象となっている教員に対し、何らかの権利保障を与えたものではない。被告の懲戒等に関する規程（甲第2号証）の第4条の規定を見れば分かるとおり、教員の懲戒処分を行う際には、調査委員会を設置して調査を行うことが必要であり、その調査委員会は、対象となる教員から事情を聴取するものとしている。この規定の趣旨は、教員の懲戒処分を行う際には、慎重を期すために調査委員会を設置することと、調査委員会が調査の際には対象教員から事情聴取をすることを求めてているのであり、その事情聴取の手続方法は調査委員会の裁量に委ねられているのである。

この事情聴取に際しては、被告は、原告本人に事前に原告の9月1日の都合を確認した上で、文書（甲第92号証）を手渡している。そして、この文書にも、「兼業従事許可等に関する事実確認について」と明示している。さらに、被告は原告に対し、平成21年5月15日以降、「記録等の提出について」と題し、原告の「勤務実態について正確に把握する必要」があるためと明示したうえで、「提出を求める記録等」を具体的に列挙して当該記録等の提出を3度にわたって求めている（甲第72, 73, 75号証）。

以上の事実を前提とするならば、被告が原告に対して説明を求めた事項は、本来的に原告が最も良く知っていることであり特に準備は必要ないし、何の説明を求めるかについても当然に理解できる内容である。

7 同第2, 1, (2), ア及びイの主張は争う。

前述のとおり、原告は、被告が何を確認したがっていたかについては充分に理解できていたはずであるし、原告自身が最も詳しく知っている過去の勤務実態についての確認である。また、原告として、その場で回答できないこと等があるならばその旨を告げて主張等を後日補充すれば良いだけのことである。しかし、原告は、調査委員会の調査に対し、事実関係について必要な説明をし（乙第3号証）、特に事実関係についてさらに追加的に主張したいとの要望等は無かったし、後日、説明した事実関係についての訂正の要求等

もなかった。

8 同上中、被告が [REDACTED] 弁護士の同席を拒否したことは認めるが、その余の主張は争う。原告は、本件手続において、弁護士を同席させる法的権利は有しておらず、何ら権利侵害はされていない。

被告が、[REDACTED] 弁護士の同席をお断りしたのは、この事情聴取が大学学内組織での手続きによるものであり、「事実」の確認を行うためのものであり、原告本人が出席して質問に答えることが可能だからである。かかる観点から、被告の調査委員会も、既にこの時点では相談していた被告代理人らもあえて同席させていない。

9 同上中、メールの存在は認め、その余の主張は否認して争う。

先ず、被告は、就業規則等の学内規程については、学内専用ホームページに掲示しており、教職員はいつでも閲覧できるように公開している。このことは、原告を含む職員全員に以前から説明している。なお、現行の「就業規則」については、平成 21 年 8 月 31 日に被告の職員が原告に手交している。原告が、手交した「就業規則」を本メールに添付し、被告職員に送付していることでも明らかである。

また、原告から本メールにて要望の有った「就業規則」の 2 回の改正内容については、「就業規則の一部改正に係る新旧対照表」2 枚を、被告の職員 2 名が平成 21 年 9 月 1 日午前 11 時 50 分頃に原告の研究室に出向いて手交するとともに改正内容を説明している。この新旧対照表は、原告自身が甲第 2 号証として提出しており、原告が交付を受けていることは明らかである。

さらに、「法人化前の県立大学の就業規則に当該委員会の設置根拠となる規則があるのでしたら（無ければその旨を連絡下さい）その文書についても頂きたい」と記載されている点についても、同じ時に、「法人化前には「就業規則」はなく、服務等については条例や規則などで定まっている」ことを説明した。そして、翌 2 日には、再度被告の職員が、原告の研究室に出向いて、法人化前の「営利企業」従事に関する規程として、県の「営利企業等の従事制限に関する規則」を手交した。その際に手交した文書を、原告自身が甲第 97 号証として提出している。従って、提供しなかったとの原告の主張は

事実ではない。

1 0 同は否認して争う。

すべて原告の憶測による主張でしかない。すべての委員は状況や問題点を充分に把握した上で調査にあたっていた。

また、この日の事情聴取は、約1時間20分にわたって行われており、単なる世間話ではないことは議事録から明らかである（乙第3号証）。

さらに、原告が「関係資料を送付」したと有る点について言えば、原告が調査委員会の委員らが求めもしていないにも拘わらず、調査委員会委員のうち3名の委員（教員）に対し、一方的にメールで資料を送信したものにすぎない。しかも、その資料とは、委員全員が内容を承知している資料（甲第73号証ないし同78号証）であり、全く意味はなかった。

また、全委員で調査結果やこの日の事情聴取も考慮し、報告書を作成している。

平成21年9月1日に行われた事情聴取は、被告の懲戒に関する規程において要求されているものとして「不存在」等ではないことは明らかである。

1 1 同第2, 1, (3), アは、否認して争う。

前述のとおり、被告は、条例に基づき被告教員らの雇用契約を承継しており、労働条件の変更についても通知をしている。

被告の懲戒処分に関する手続は、被告の諸規程に基づいて適正に行われば足るものであり、現時点では、県の公務員に対する懲戒処分とは無関係である（乙第4号証、同第5号証）。

1 2 同は争う。

一般論については認否しないが、原告の「慎重な手続」との評価は争う。

1 3 同は否認して争う。

一般論については認否しない。

原告の、規程6条に関する解釈については争う。

規程6条2項にあるとおり、懲戒処分の要否等について審議を行うこととされており、具体的な懲戒処分の内容を定めるものではなく、実際の処分は、規程8条に従い理事長が行うものである。また、いかなる処分をす

るかは理事長が行うが、その際には弁明の内容も当然考慮されるのであるから、弁明手続き前に処分内容を決定することは相当ではないし、可能でもない。従って、予定処分内容を弁明手続の際に告知することはそもそも規程上予定していないし、不可能である。さらに、被処分者側からしても、懲戒の事由ならいざしらず、処分を受けることが予想される処分内容により弁明の内容が変わることは考えられないのであるから、実質的に見ても何ら不利益はない。

被告による、弁明機会の付与の通知（甲第94号証）の中で、懲戒事由の内容については、「貴殿の兼業従事許可違反及び職務命令違反に対する懲戒の要否」として明示しており、これにより、原告は、この2つの懲戒対象事由の事実関係についての弁明及び情状関係についての弁明を充分になし得るのであるから、被告の手続に何らの瑕疵がないことは明らかである。

14 同Iは否認して争う。

被告の懲戒処分は、被告の規程に従ってなされるべきものである。また、被告の法人化の際には、労働関係が適法に承継され、原告には被告規程が適用されることは前述のとおりである（乙第4号証、乙第5号証）。

また、原告も認めるとおり、長崎県行政手続条例は、公務員の職務又は身分に関してされる処分については適用されない（同条例第7条3号）のであり、本条例を本件に適用したり、類推適用することは明らかに不当である。

15 同Rは否認して争う。

調査委員会は「報告」義務はあるが、「報告書作成」義務はない。従つて、原告に報告書を閲覧する権利が無いことは明らかである。

16 同Gは否認して争う。

原告の主張は、為にする議論でしかない。「久木野教授の兼業従事許可等に関する事実について」と題する書面（甲第94号証）の内容を見れば、原告の懲戒対象事由が何であるかは極めて明確になっていることが理解できる。

中国渡航に係る 115 日（の欠勤），国内出張に係る 208 日（の欠勤），「それ以外に 60 日がある」ことを明確に示している。これらの合計が 383 日であることは小学生でも分かることである。また、同文書を普通に読めば、兼業従事許可違反及び無断欠勤のいずれもが懲戒の対象と考えられていることも明白である。

17 同第 2, 1, (4) は否認して争う。

本件は、弁明手続であり、事情聴取を目的としたものではないから、原告に対し質問されることが想定された手続ではない。また、弁明は、書面または口頭により与えることと規定されている（甲第 2 号証、第 6 条 3 項）。

被告は、原告本人により口頭の弁明を受けたし、提出された弁明書（甲第 95 号証）を受理して内容を検討している。被告は、原告に対し、約 1 時間程度の弁明の時間を与えることを通知していたが、原告自身が約 35 分間で弁明を打ち切っている。

原告は、被告が問題としている事実関係（甲 94 号証に明記）についての認否ないし説明及びその他情状等の事情等につき充分に弁明する機会を与えられており、本件処分の手続には何ら瑕疵はない。

18 同第 2, 1, (5) は否認して争う。

原告の主張は、要するに、仮の地位を定める仮処分を申立てさえすれば、その申立ての相手方はその決定が出るまでは、裁判所の仮処分命令が無いにも関わらず、事実上その仮処分において債権者が求めている内容に従わなければならぬという主張である。かかる主張が荒唐無稽であることは明らかであり、被告は既に別訴において詳細に反論したところである（乙第 6 号証）。

なお、原告は、被告が無法に懲戒処分書を手交したと主張しているので、事実関係を記しておく。

被告は、原告に対し、懲戒処分書を直接手渡すべく、平成 21 年 9 月 14 日に、9 月 15 日 9 時 30 分に学内の応接室へ出頭するよう命じていた。

原告は、当日、9 時 25 分ころまでは大学内にいたが、あえて被告の命令を無視し、被告が指定した時間の直前になり勝手に学外へ退出した。

原告がかかる対応をとったため、被告としては、やむをえず代理人の事務所で代理人に懲戒処分書を手交することとなった。代理人の所属する弁護士事務所を訪問した際、受付にて代理人が打ち合わせ中の説明は受けたが、「1分でも良いから」と面会を求めたところ、代理人自らが面会に応じて受付まで出てきたものであり、代理人への懲戒処分書の手交は平穏に行われている。

19 同第2, 1, (6)は争う。

20 同第2, 2, (1), 7, ①につき、記載内容は認める。

通知書説明書では、兼業従事許可等の申請及び許可の「概要」を示している。すなわち、平成15年10月17日から平成17年3月31日までの営利企業等従事許可と、法人化後の平成17年4月1日から平成20年11月30日までの兼業従事許可の申請と許可の概要をまとめて記載したものである。これらは、いずれも勤務時間外の兼業従事を前提としている。

21 同②は否認して争う。

そもそも原告が、大学の勤務時間外での兼業従事を前提とした兼業従事申請を行ったものであり、県及び被告は、その申請の範囲内で許可したものであるから、原告はその許可の条件を遵守する義務があることは当然である。しかも、被告において、許可条件を遵守することを当然の前提として指導等をしていたのは、前記6(2)記載のとおりである。県及び被告において、原告の兼業従事許可違反を明示的にも默示的にも承認したことは一切無い。

被告は、原告がバイオラボの中でどのような経済行為をしていたのかについては、具体的には把握していない。しかし、原告が、時間外でのみバイオラボの業務に従事するとし、その条件で許可したのであるから、バイオラボがどのような状況であろうが、原告がこれを遵守するのは当然である。

原告の主張は、単なる「開き直り」にすぎない。

22 同③は否認して争う。

原告の主張は理解が困難である。

原告は、そもそも勤務時間中の兼業は認められていないのであるから、勤務の振り替えを行わなかった場合、勤務時間中に行った兼業業務についてはその全ての時間が欠勤に当たる。原告が主張するように、3時間を超えた時間だけが無断欠勤となるものではない。

このような欠勤を行った時間の存する日が、合計すると383日あるということである。

23 同④は否認して争う。

上記22において主張したとおりである。

24 同⑤は否認して争う。

許可条件や時間外勤務についての被告の基本的な主張は、上記22のとおりである。

被告においては他の教員は兼業従事により必要がある場合には勤務時間の振替申請を行っており、被告においては振替制度はきちんと適用されている。実際、教員が県や市町の各種委員会等の委員等の業務に従事したり、医師である教員が勤務時間内において医療機関での医療行為に従事する場合には、勤務時間の振替申請を行っている。原告が主張するように、「事務体制はとられてこなかった」という事実はない。しかるに、原告はその手続・ルールを無視していたのである。

本来、振替申請は、事前に行うものである。しかし、原告は、事後的にではあるが、平成20年7月には、同年1月から6月分の、同年12月には、同年7月から12月分の、「勤務時間の割振り状況報告書」を提出している。このような報告書には何の意味もないが、原告自身、振り替え手続が必要であることを認識していたことを裏付けている。

被告は、平成17年度当初の兼業許可の時点から、振替手続を文書に明示してこれを行うことを求めており、長崎県議会における審議とは何ら関係ない。

25 同(1)イにつき、規則の内容は認め、その余は否認して争う。

繰り返しになるが、法人化前後を問わず、兼業については勤務時間外に行なうことが当然の前提である。その当然の前提の上で、勤務時間外の兼業

従事であっても、そのことが直接的、間接的に（疲労や職務能率の低下などの悪影響により）本来業務である大学教員としての職務の遂行に支障がないことを求めているのが「営利企業等の従事制限に関する規則」第3条の趣旨である。従って、時間内の兼業を行っている原告にはそもそも適用されようのない規定である（もともと業務の遂行への支障を考えるまでもなく違法だからである）。

仮に、原告の主張が勤務時間中（授業等）に目立った支障がなければ、兼業しても構わないというのであれば、それは明らかな暴論であり、到底容認できるものではない。

26 同(2)ア①は、第1文に記された「通知書説明書」の内容については、正確には、甲第94号証のとおりである。第2文以降については認める。

27 同②は否認して争う。

被告において、原告だけを差別的に取り扱ってはいない。

原告についてのみ、兼業従事許可違反や無断欠勤に該当する客観的事実が確認されている。

28 同③につき、原告の回答内容が存在することは認め、その内容は争う。

29 同(2)イは否認して争う。

兼業従事許可違反、無断欠勤は重大な非違行為であり、「軽微な手続的不備」等ではない。

原告がバイオラボの事情等について縷々述べているが、前述のとおり、原告が時間外に勤務することを条件として兼業従事許可を申請しておきながら、その条件を大きく逸脱しているにも関わらず、それを正当化しているのは単なる開き直りにすぎない。被告が、バイオラボ及びそこでの原告の勤務状況等を考慮すべき必要は一切無い。

30 同(3)は争う。

31 第2、3は否認して争う。

兼業規程の規定に基づいて被告が職権により原告に資料の提出を求めたものであり、正当な職務命令である。

原告は、その正当な職務命令に従わなかったものである。

3 2 同 2, 4 は争う。

3 3 第 3, 1 につき、記者会見をした事実は認め、その余は争う。

被告の懲戒規程第 13 条（甲第 2 号証）において、懲戒処分については原則公表されることとなっている。

本件における原告の無断欠勤については、社会的関心も高く、メディアから多数の質問等が行われることがあらかじめ予想されたことから、記者会見を伴う公表としたものである。何ら違法性はない。

3 4 同 3, 2 は争う。

3 5 同 3, 3 は争う。

3 6 同 3, 4 は争う。

3 7 同 3, 5 は争う。

証拠方法

1 乙第 1 号証	長崎県公立大学法人職員兼業規程
2 同第 2 号証 1 ないし 4	兼業従事許可書
3 同第 3 号証	第 9 回調査委員会（議事録）
4 同第 4 号証	法人化関係制度説明会の資料等について
5 同第 5 号証	労働条件通知書
6 同第 6 号証	答弁書

以上